

3 保健・医療

現状と課題

障害の原因としては、遺伝子や染色体に異常があって非常に早期から障害を生じる場合、母体内の環境や条件によって障害を生じる場合のほか、出産の前後に原因のあるもの、生まれてから、あるいは成人や高齢になってからの疾病や事故などがあります。

複雑化する現代社会では、家庭・学校・職場など生活の場でのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなどさまざまな形の「心の不健康」と呼べるような状況もみられます。

早期からの障害の対策としては、すべての新生児を対象とした先天性代謝異常などの各種マス・スクリーニング検査を実施しているほか、母親教室などを実施し母体の健康保持などに努めています。

小児期になると、はしかや風しんなどの感染症による脳炎や細菌性髄膜炎などの予防のほか、転倒などの事故を予防するための保護者への周知活動などを行っています。

20歳から65歳の青壮年期での原因としては、生活習慣病が最も多く、精神についての障害も多くなっています。

幼児期から老年期までの各ライフステージに配慮した総合的な支援を充実させるとともに、障害についての各種理解促進事業を行い、体と心の健康を維持するための意識醸成が必要と考えられます。

また、事故や災害を防ぐための対策も進めていく必要があります。

早期に発見し、重症化しないようにするため、妊産婦、新生児から高齢者まで、定期的に健康診査を受け、気軽に相談できる体制を整備していくことが必要です。

また、障害のある人に対しては、適切で一貫性のある支援体制を整える必要があります。

本市では、乳児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査などを行い、障害の早期発見に努めるとともに、さらに精密な検査が必要な場合は、医療機関や児童福祉総合センターなどで精密検査や事後指導を行っています。

精神障害については、相談、診療、理解促進など本市の精神保健と精神障害者福祉に関する技術的な中核施設として精神保健福祉センターを平成9年に設置しており、今後、体制や機能の充実を図る必要があります。

障害が生じたとしても日常生活に支障をきたさないよう、精神的な援護も含めた訓練ができるような体制を整える必要があります。

本市のアンケート調査によると、今までに受けた訓練について、身体障害では「理学療法・作業療法（機能回復訓練）」、知的障害では「日常生活訓練」、「療育訓練」、「言語療法」、精神障害では「デイケア」が多くなっています。

今後も障害特性に応じた各訓練体制などを充実していく必要があります。

医療に関しては、身体障害、知的障害について過去1年間に医療機関で受診した割合は、身体障害者が67.4%、身体障害児が83.8%、知的障害者が50.5%、知的障害児が68.7%となっており、この受診のうち「障害」が理由であるものの日数は10日未満が最も多くなっています。

精神障害に関する医療については、本市の精神病院・病床数は、平成12年10月現在、病院数40か所、病床数7,544床となっており、政令指定都市で最も多くなっています。

●政令指定都市別精神病院・病床数

都市名	人口 (千人)	精神病院数 (か所)	精神病床数 (床)	在院患者数 (人)
全国	126,926	1,669	358,153	333,711
札幌市	1,822	40	7,544	7,207
仙台市	1,008	11	1,778	1,593
千葉市	887	9	1,688	1,444
川崎市	1,250	8	1,523	1,305
横浜市	3,427	23	5,177	4,737
名古屋市	2,172	16	4,948	4,616
京都市	1,468	13	3,970	3,662
大阪市	2,599	6	289	234
神戸市	1,493	12	3,836	3,565
広島市	1,126	15	3,033	2,735
北九州市	1,011	18	4,159	3,850
福岡市	1,341	23	4,095	3,947

資料：「我が国の精神保健福祉 13年度版」、人口は平成12年国勢調査による。

注：平成14年4月現在の札幌市の病院数は39か所、病床数は7,408床

近年の傾向としては、老人性痴呆疾患病棟をはじめ、アルコール関連疾患や児童・思春期の精神疾患を対象とした病棟が整備され、病床機能の分化が進んできています。

しかし、重篤な身体合併症者については、精神科病棟を有する総合病院における対応が必要となることから、これらの病院との連携により迅速な対応をより一層図る必要があります。

障害に関する医療の充実のため、本市では育成医療や更生医療など、精神については通院医療費の公費負担制度を実施し、医療費負担の軽減に努めています。

基本方針

市民に対する体と心の健康づくりに関する意識醸成を促進するとともに、障害の原因となる疾病などの予防・治療に関する各種検査、相談、理解促進活動を充実する。

障害のある人に対する医療、リハビリテーションなどの充実を図り、地域生活を支援する。

- 1 健康づくりの推進
- 2 障害の予防対策の充実
- 3 早期発見、早期療育の充実
- 4 医療、リハビリテーションの充実
- 5 精神保健、医療の充実

基本施策

1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが生涯を通し健康を実現できるように、関係機関、札幌市などが協働して、市民の主体的な健康づくりを支援します。

- ア 「健康さっぽろ 21 ー札幌市健康づくり基本計画ー」の推進
「健康さっぽろ 21 ー札幌市健康づくり基本計画ー」を広く普及啓発し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- イ 国保ヘルスアップモデル
生活習慣病の予防や改善に向けた健康づくり事業を試験的に行い、その効果について検証を加え、これをもとに効果のある健康づくり事業を構築します。

ウ 健康教育

生活習慣病の予防に関する知識の普及と、若いときからの健康を増進するため、保健センターなどで健康教育を実施します。

エ 健康相談

心身の健康に関する相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理のため、40歳以上の市民やその家族を対象に地区会館などで健康相談を実施します。

オ 生活習慣改善相談

「すこやか健診」の結果「要指導」とされた市民のうち、生活習慣を改善することにより、疾病発生の予防効果が期待できる市民に対し、個人に見合った具体的な相談を実施します。

カ 普及啓発

健康づくりについての知識・情報の普及啓発を目的として、札幌市健康づくり促進期間（9月1日～10月31日）に、各区において健康フェアなどを開催します。

キ ヘルシーコミュニティ

健康づくりを地域全体に広く定着させるため、健康づくりを目的とした自主活動グループの運営や活動に対し、助成金を交付するとともに必要な育成支援を行います。

ク 健康づくりリーダー

地域における健康づくり運動推進の中心的な役割を担うリーダーを養成するため、町内会役員などを対象に研修を実施します。

ケ 食生活改善推進員

食生活改善を通して地域住民の健康づくりを推進するため、ボランティア（推進員）の養成講座を開催します。

コ 健康手帳

健康診査の記録、健康を保持するために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受診するため、健康手帳を希望者に無料で交付します。

サ 健康づくりセンター

個人の健康状態に応じた保健指導から運動の実践・指導に至る一貫した健康づくりを、本市の健康づくりセンターにおいて行います。

2 障害の予防対策の充実

(1) 先天的障害予防対策の充実

妊産婦、新生児などに対する各種検査や母体の健康保持に関する相談指導事業などを引き続き実施するとともに、その充実に努めます。

ア 新生児、乳児、妊婦に対するマス・スクリーニング

先天性代謝異常等検査、神経芽細胞腫スクリーニング検査、胆道閉鎖症スクリーニング検査、妊婦甲状腺機能検査

イ 母性に関する保健指導事業

遺伝相談、母性健康相談、女性の健康相談、妊産婦健康相談

ウ 母親教室、両親（父親）教室、ワーキング・マタニティ・スクール

エ 思春期ヘルスケア事業

(2) 後天的障害予防対策の充実

新生児疾患の適切な予防治療や小児に対する定期的な予防接種、保護者に対する啓発・相談など各ライフステージにおける予防対策の充実に努めます。

また、生活習慣病や寝たきり予防を目的とした健診を引き続き実施します。

ア 周産期医療対策

市立札幌病院が総合周産期母子医療センターとして道央圏を所管しています。

今後も周産期医療対策の充実に努めます。

イ 乳幼児を対象とした予防接種事業

ウ すこやか健診

生活習慣病の予防対策の一環として、これらの病気の早期発見を目的として実施している「すこやか健診」の受診率の向上に努めます。

エ がん検診

がんを早期に発見し、早期適正治療につなげることを目的として、胃・大腸・子宮・乳・肺の各がん検診事業を実施し、受診率の向上に努めます。

オ 女性のフレッシュ健診

日ごろ健診の機会に恵まれない女性のうち、19～39歳までの人を対象に中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。

カ 骨粗しょう症検診

ねたきりなどの予防を目的とする骨粗しょう症健診を、中央健康づくりセンターで実施します。

キ 身体障害者健康診査事業

車いす使用による二次障害の予防のため実施しています。

3 早期発見、早期療育の充実（〔再掲〕教育・育成）

乳児期の疾病や異常を早期に発見するため、身体や精神発達の状況を確認する保健指導などを実施するとともに、精神発達や心理面、言葉の遅れで心配のある児童やその保護者に対して相談や療育支援を行い、早期発見、早期療育を推進します。

- ア 4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査
母子保健法などに基づく乳幼児の健康診査や保健指導などを実施します。
- イ 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健診、事後指導
1歳6か月児、3歳児健康診査で発達の遅れが認められたり、疑われたりする児童に対して実施するとともに、関係機関との連携強化を進めます。
- ウ 乳幼児精神発達相談
言葉の遅れなど精神発達や心理面で心配のある児童に対する相談を、各保健センターで実施します。
- エ 乳幼児発達心理検査
発達に心配のある児童の相談に際し、運動や社会性、言語、知能などの面を客観的な心理検査などを用いて発達状況を把握します。
- オ 発達に心配のある子どもの療育支援事業
発達に心配のある子どもと父母に対して遊戯療法による発達援助を各保健センターや児童会館で実施します。
- カ 発達医療センターにおける早期の医学的診断
発達の遅れや心身の障害が疑われる乳幼児を早期に診断し対処します。
- キ 発達医療センターにおける早期療育
運動発達の遅れや運動障害のある乳幼児に対して、理学療法や作業療法などの機能訓練を行います。

- ク 発達医療センターにおける早期の言語治療
乳幼児に対する健診で言葉の遅れなどがある児童に対して言語療法や摂食指導を行います。
- ケ 発達医療センターにおける外来保育
重度重複障害の医療的ケアが必要な児童などに対して、保育を実施するとともに保護者に対する相談などの支援を行います。
- コ 先天性障害乳幼児療育事業
0～2歳の先天性障害児（ダウン症候群など）に対して療育指導を実施します。
- サ 発達遅滞・障害乳幼児（親）の通所指導
発達に心配のある児童に対して療育支援を行うとともに、保護者に対するカウンセリングや支援を行います。
- シ 児童デイサービス（〔再掲〕生活支援）

4 医療、リハビリテーションの充実

（1）医療関係施策の充実

障害そのものの軽減を図る医療や医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行います。

- ア 養育医療の給付
未熟児に対する養育に必要な医療給付と訪問指導を実施します。
- イ 結核療養の給付
- ウ 更生医療、育成医療の給付
- エ 小児慢性特定疾患治療研究事業
- オ 老人保健法による医療の実施
一定の障害のある65歳以上の方を対象とした医療を実施します。

- カ 特定疾患治療研究事業
原因が不明で治療方法が確立していない難病の治療研究を促進し、医療費負担の軽減を図ります。
- キ インフルエンザ予防接種
市内居住の65歳以上または60～64歳の心臓・じん臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等級1級相当の障害のある人を対象として、インフルエンザの発症や重症化を予防するため、予防接種を実施します。
- ク 障害者（児）歯科診療事業への支援
札幌歯科医師会口腔医療センターが実施する事業に対して支援を行い、歯科医療の確保とともに摂食指導などを行います。
- ケ 重度心身障害者医療費助成事業
重度の身体障害者・知的障害者に対して医療費を助成するとともに、今後の事業のあり方について北海道と連携しながら検討していきます。

（2）リハビリテーション体制などの充実

入院生活から在宅生活への円滑な移行を支援し、要介護度と障害を軽減するため、地域リハビリテーションのあり方などを検討するとともに、各種機能訓練を引き続き実施し、リハビリテーション体制の充実に努めます。

- ア 地域リハビリテーションセンター（〔再掲〕生活支援）
心身機能の低下を防止し、在宅生活の継続を支援する地域リハビリテーション体制推進のための総合的・専門的な機能を持った施設として、身体障害者更生相談所を充実します。
- イ 地域リハビリテーション推進協議会の設置
地域リハビリテーション推進協議会を設置し、市内関係機関との連携を強化します。

- ウ 発達医療センターにおける小児期のリハビリテーション
運動面、言語面、精神面、情緒面などに障害がある児童に対し、理学療法や作業療法、感覚統合法、言語療法などのリハビリテーションを行います。
- エ 看護師による健康面、障害に関する相談業務
運動発達の遅れや運動障害のある乳幼児の両親や家族に対して、健康面や障害に関する相談、育児支援を行います。
- オ 機能訓練
疾病、外傷、老化などにより心身の機能が低下している人に対して、必要な訓練を行います。
- カ 訪問指導
保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが連携し、40歳以上で寝たきりなどの状態の方を訪問し、本人や家族に対して介護予防の指導や助言を行います。
内容としては、家庭における介護方法、日常生活動作の方法、栄養や口腔衛生、病気の予防や家族の健康管理、福祉用具の利用や住宅改修の方法、諸制度の活用方法などがあります。
- キ 身体障害者在宅訪問指導・診査事業
日常生活に著しい支障のある在宅身体障害者に対して、医師、看護師、理学療法士、身体障害者福祉司などを家庭に派遣し、診査や更生相談を行います。
- ク 在宅重症心身障害児（者）訪問相談指導
在宅の重症心身障害児（者）に対して、医師、児童福祉司などによる訪問指導療育を行います。
- ケ 脳卒中情報システム
在宅の脳卒中患者などに対して、退院時の医療機関から患者情報の提供を受け、個々の状況に応じた保健・医療・福祉の各種在宅サービスを実施し、脳卒中の再発とねたきりなどを防止します。

コ 高等看護学院の大学化

医療の高度化、地域看護需要の増大などに伴い高度な専門知識・技術と幅広い教養を持つ人材が求められていることから、地域看護の充実のため、市立高等看護学院の大学化について引き続き検討します。

5 精神保健、医療の充実

(1) 精神保健の充実

相談、診療、理解促進など本市の精神保健や精神障害福祉に関する技術的な中核施設として精神保健福祉センターを移転新築し、体制や機能の充実を図ります。

胎児期、乳幼児期、学童期、思春期、成人期、老年期の各ライフステージや家庭・家族、学校、職場などの生活の場における精神保健の充実や精神障害のある人の社会復帰と自立に向けた調査研究の充実を図ります。

また、交通事故などによる脳挫傷などの脳外傷のためにおこる、記憶障害・認知障害などの高次脳機能障害に対する支援策を国や北海道、関係医療機関、施設とともに調査研究を進めていきます。

ア 精神保健福祉センターの機能充実（〔再掲〕生活支援）

イ 各ライフステージにおける精神保健の充実

○ 胎児期、乳幼児期、学童期の精神保健の充実

妊産婦、母親に対する指導・援助や相談を行うとともに、保健所、教育関係機関、児童福祉総合センターなどとの連携強化を図り、精神保健に関する理解促進を図ります。

○ 思春期（青・少年期）の精神保健の充実

<思春期特定相談事業>（〔再掲〕生活支援）

登校拒否、ひきこもり、家庭内暴力、薬物乱用など、青少年に関する問題が多くなっていることから、思春期の精神保健に関する知識の普及や相談、指導を実施するとともに、教育関係機関などとの連携を強化します。

＜青年グループケア調査研究事業＞（〔再掲〕生活支援）

ひきこもりの青年に対して、グループ活動を通して対人関係の改善などを図り、社会生活への適応を支援します。

その他、地域における青年期の悩みや思いなどを安心して語れる場づくりや運営への支援を進めます。

○ 成人期の精神保健の充実

精神疾患に関する相談・支援のほか、社会生活から生じるストレスなど「心の健康」に関する相談の充実を図ります。

○ 老年期の精神保健の充実

老人性痴呆に関する専門的な診断・相談などを行う市立札幌病院静療院「老人性痴呆疾患センター」との連携強化を進めます。（〔再掲〕）

ウ 生活の場における精神保健の充実

社会の急激な変化に伴い生活の場も多様化し、地域生活全般における精神保健の必要性が高まりをみせています。

配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）など、家庭・家族、学校、職場など各々の生活の場での精神保健の現状と課題を適切に把握するとともに相談、支援の充実と調査・研究に努めます。

エ 災害後適応障害、心的外傷ストレス障害対策の充実

災害後の適応障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対するメンタルヘルス対策など、災害時の対応について関係機関と連携し検討を進めます。

オ 高次脳機能障害支援モデル事業

訓練プログラム、支援プログラムの調査・研究を進めます。

(2) 精神科医療の充実

入院中心の治療体制から地域におけるケア体制の充実を図るため、今後も引き続き、適正な精神科医療の推進と通院にかかる公費負担制度の制度周知に努めます。

また、夜間・休日における精神科救急医療体制を関係機関などと連携し、今後とも検討し確立していきます。

老人性痴呆に関する専門的な診断・相談などを行う市立札幌病院静療院「老人性痴呆疾患センター」との連携を強化していきます。

ア 人権に配慮した適正な精神科医療の推進

精神医療審査会を通じて、適正な入院処遇の確保・推進に努めるとともに、医療機関・市民などに啓発・周知、研修などを行います。

イ 通院医療費公費負担制度の周知と適正な制度運営

一層の制度周知と、精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会を中心として、適正な制度運営に努めます。

ウ 精神科救急医療システム整備事業（〔再掲〕生活支援）

同事業は北海道内の道央（札幌・後志）ブロックとして、精神科救急システムの整備・運営に努めていますが、今後も、精神科救急情報センターの設置などについて、北海道や医療機関などの関係機関とともに検討を進め充実を図ります。

エ 精神科デイケアなどの推進

精神障害者の社会復帰のためのさまざまなプログラムの開発・実践を、札幌デイケアセンターを中心として充実させていきます。

オ 市立札幌病院静療院「老人性痴呆疾患センター」との連携強化（〔再掲〕）